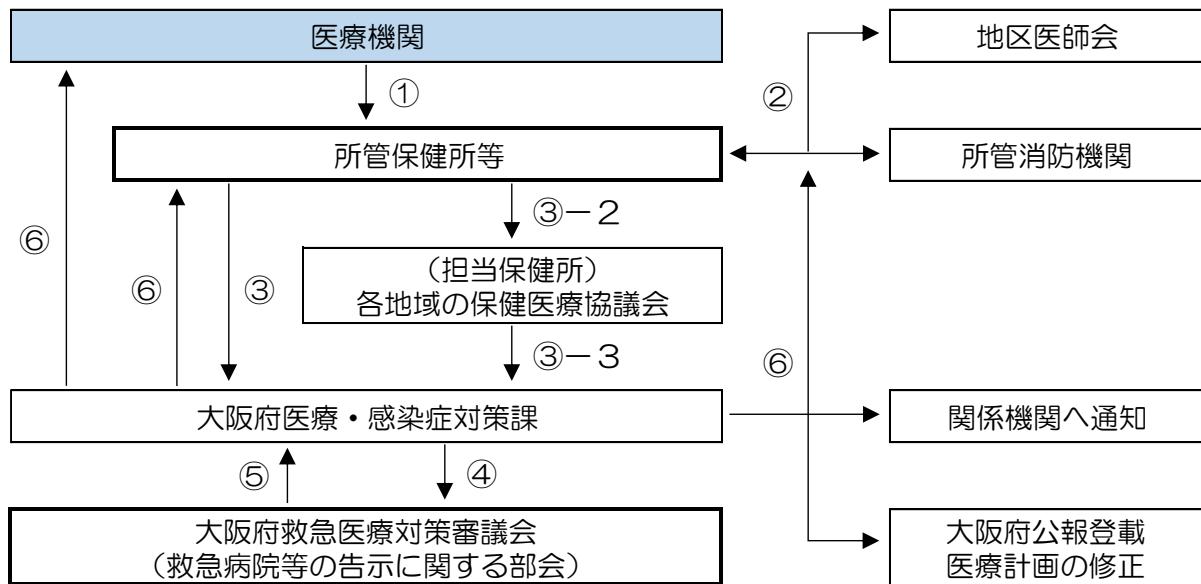


救急告示医療機関の認定手続き



①更新（新規申出）を希望する医療機関は、下記の書類に必要事項を記載し、所管保健所等に提出。

- ・救急業務協力申出書（新規・更新）
- ・救急医療担当常勤医師略歴書 * 2次のみ
- ・協力医療機関同意書 * 2次のみ
- ・施設周辺見取図及び施設平面図
- ・児童虐待早期発見のための体制整備確認書及び添付資料

②所管保健所から、地区医師会及び所管消防機関に対して、意見書の作成を依頼し、その結果を取りまとめる。

また、所管保健所としての意見書も作成。

③所管保健所から大阪府医療・感染症対策課に書類を提出。

（③-2 及び③-3 は該当する圏域のみ必要な手続き）

③-2 各保健所から、各地域の保健医療協議会担当保健所へ医療機関からの更新（新規）の申出を報告。

③-3 各地域の保健医療協議会担当保健所は、医療圏内の各保健所への申出を取りまとめ、保健医療協議会において医療圏内の救急医療体制について検討・承認等を行い、その結果を医療・感染症対策課に報告。

④医療・感染症対策課から大阪府救急医療対策審議会（救急病院等の告示に関する部会）へ救急認定についての諮問。

⑤大阪府救急医療対策審議会（救急病院等の告示に関する部会）において認定の可否を審議し答申。

⑥医療・感染症対策課は、審議会答申を踏まえて認定し、救急業務に協力していただく医療機関については、大阪府公報において告示するとともに、各医療機関に対してその旨を通知。

また、保健所、市町村、消防機関及び医師会など関係機関にもその旨を通知し、大阪府ホームページに一覧を掲載。